

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

○ 告 示

○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正

所管課(室)名

経 営 支 援 課

告 示

長崎県告示第303号の2

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和2年3月31日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
別表（第3条関係） （1）及び（2） 略 （3） 緊急資金繰り対策貸付 ア 緊急資金繰り支援資金	別表（第3条関係） （1）及び（2） 略 （3） 緊急資金繰り対策貸付 ア 緊急資金繰り支援資金																
<table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>融資期間</td><td>運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	項目	内容	略		融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。	略		<table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>融資期間</td><td>運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、<u>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	項目	内容	略		融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、 <u>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。</u>	略	
項目	内容																
略																	
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。																
略																	
項目	内容																
略																	
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、融資対象(3)については、 <u>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、それぞれ10年以内（うち据置2年以内）とする。</u>																
略																	
（4） 略	（4） 略																

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所